

新潟市自殺総合対策庁内推進会議設置要綱

(設置)

第1条　自殺対策基本法に基づき、本市における自殺に関する総合対策を推進するため、新潟市自殺総合対策庁内推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条　推進会議は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 自殺対策の総合的な推進に関すること。
- (2) 自殺対策に係る府内体制の整備に関すること。
- (3) 自殺対策の推進に係る関係機関等との連携及び調整に関すること。
- (4) 自殺対策の推進に係る普及及び啓発に関すること。
- (5) 自殺対策についての情報収集に関すること。
- (6) その他自殺対策の推進に必要な事項に関すること。

(構成)

第3条　推進会議は、委員長、副委員長、委員をもって構成する。

- 2　委員長は保健衛生部長をもって充て、副委員長はこころの健康センター所長をもって充てる。
- 3　委員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(職務)

第4条　委員長は、推進会議を代表し、その事務を統括する。

- 2　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3　委員は、委員長の命を受け、それぞれの職務に応じて推進会議の事務に参画する。

(会議)

第5条　推進会議の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2　委員長は、必要があると認めたときは、推進会議の構成員以外の者を会議に出席させることができる。

(検討チーム)

第6条　委員長は、必要に応じ、自殺対策を推進する上での個別の課題やテーマに応じ、推進会議の下に検討チームを設置することができる。

- 2　検討チームの名称、所掌事務、構成員等は、委員長が別に定める。

(事務局)

第7条　推進会議及び検討チームの事務を処理するため、保健衛生部こころの健康センターに事務局を置く。

(その他)

第8条　この要綱に定めるもののほか、推進の運営等に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 22 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別 表 (第3条関係)

新潟市自殺総合対策庁内推進会議委員

	職名	関連事務
1	消費生活センター所長	消費生活の相談及び苦情処理
2	男女共同参画課長	配偶者からの暴力に係る相談等、女性相談の総括、性的マイノリティの支援
3	広聴相談課長	市民生活相談の実施及び総括
4	福祉総務課長	民生委員及び児童委員の総括、生活保護の総括
5	障がい福祉課長	共生社会の推進、障がい者の社会参加の促進
6	高齢者支援課長	高齢者生きがいづくり等支援事業の総括
7	地域包括ケア推進課長	地域包括ケアの推進、地域包括支援センターの総括
8	こども政策課長	子ども・子育て支援に関する総合的な施策の企画及び調整に関する事項
9	こども家庭課長	母子保健の総括
10	児童相談所長	児童等の援助、児童虐待の対応
11	保健衛生総務課長	保健衛生施策の企画及び総合調整
12	保健所 健康増進課長	健康づくりの推進
13	産業政策・イノベーション推進課長	産業振興施策の企画及び調査
14	雇用・新潟暮らし推進課長	労働施策の企画、雇用の促進及び定着
15	農林政策課長	農業行政の企画及び調査並びに農業災害に関する事項
16	住環境政策課長	市営住宅に関する事項
17	人事課長	職員の労務管理、職員の研修
18	職員課長	職員の健康管理
19	財務課長	予算の編成及び執行監督
20	納税課長	市税等の滞納処分、市の債権の適正管理に係る企画・支援等の総合調整
21	北区役所 健康福祉課長	保健福祉に関する事項、生活困窮者自立支援制度
22	東区役所 健康福祉課長	保健福祉に関する事項
23	東区役所 保護課長	生活困窮者自立支援制度
24	中央区役所 健康福祉課長	保健福祉に関する事項
25	中央区役所 保護課長	生活困窮者自立支援制度
26	江南区役所 健康福祉課長	保健福祉に関する事項、生活困窮者自立支援制度
27	秋葉区役所 健康福祉課長	保健福祉に関する事項、生活困窮者自立支援制度
28	南区役所 健康福祉課長	保健福祉に関する事項、生活困窮者自立支援制度
29	西区役所 健康福祉課長	保健福祉に関する事項
30	西区役所 保護課長	生活困窮者自立支援制度
31	西蒲区役所 健康福祉課長	保健福祉に関する事項、生活困窮者自立支援制度
32	消防局 救急課長	救急医療体制、患者等搬送事業
33	教育委員会 生涯学習推進課長	青少年教育の推進、青少年の健全育成及び非行防止
34	教育委員会 学校支援課長	教育課程の編成及び実施の指導
35	水道局 総務課長	職員の安全衛生及び健康管理
36	市民病院 管理課長	職員の福利厚生、保健衛生及び公務災害補償